

に関する要求事項」を遵守します。

2. 申請者が反社会的勢力ではないことを表明し確約いたします。次の1)もしくは2)のいずれかに該当する行為をし、または本認証申請に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、貴法人の認証申請/認証取得を解除/取消しされても一切の異議を申しません。また、これにより損害が生じた場合でも、当社の責任といたします。
 - 1) 現在、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者
 - (2) 総会屋
 - (3) テロ組織、テロ支援組織
 - (4) その他、上記に準ずるもの
 - 2) 自らまたは第三者を利用して次に該当する行為を行わないことを確約いたします。
 - (1) 反社会的勢力に対する資金提供など、反社会的勢力と密接な関係を持つ行為
 - (2) 暴力的な要求行為、法的責任を超えた不当な要求行為
 - (3) テロ行為、テロ支援行為など社会を混乱に導く行為
 - (4) 認証取得に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (5) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴法人の信用を毀損し、業務を妨害する行為
 - (6) その他、上記に準ずる行為
3. DEOS 協会が発行する認証書及びこれに対応する認証報告書（以下「認証書等」という。）は、これらに記載された対象についてのみ使用し、かつ、認証書に記載の事項を遵守します。
4. DEOS 協会の行った認証に故意又は重過失[屋代1]がない限り、DEOS 協会に対しては一切の責任を問いません。[高村2]
5. 申請者、開発者又は供給者が上記1.及び2.の事項を逸脱した場合、認証が取消されることがあることを了承します。また、認証が取消された場合、認証書等を速やかに DEOS 協会に返却します。さらに、当該認証が取消された旨を速やかに顧客に通知するとともに、当該顧客に対して、その認証に係る対象の公開先にも認証が取消された旨の周知をしてもらうよう依頼します。